

日本国国土交通省とインドネシア共和国観光省間の観光協力覚書

日本国国土交通省及びインドネシア共和国観光省（以下、総称して「両当事者」、個別に「当事者」）は、

両国間の協力及び友好関係を強化することの重要性を考慮し、

両国の経済的利益及び福祉のために、観光分野における協力をさらに発展させることを希望し、

両国それぞれの国内法及び規則並びに観光分野における各政府の手続き及び政策に従って、

以下のとおり決定した。

第1項

協力の目的

この協力覚書（以下「本覚書」という）は、両当事者間における相互利益及び相互理解の原則に基づき、観光の発展及び促進に関する協力のため、両当事者間の基礎を確立することを目的とするものである。

第2項

協力の範囲

両当事者は、以下の範囲における協力について支持を表明する。

1. 観光プロモーション

両当事者は、地域的及び国際的な旅行博、博覧会その他の観光促進に関連する活動において、共同観光プロモーションを実施し、両国間の国民の相互訪問を促進する。

2. 観光分野

両当事者は、特にウェルネスツーリズム、ガストロミーツーリズム、アドベンチャーツーリズム、ブルーツーリズム、農村観光、エコツーリズム、文化観光、持続可能な観光に関し、経験、情報及び知見について意見交換を行います。また、両当事者は、観光商品の開発に関連する研究訪問及び比較研究を奨励します。

3. 観光地のマネジメント

両当事者は、各国における観光地のマネジメント及び開発に関し、持続可能な観光開発を含むがこれに限定されない分野において、関連する参加者間で知見、経験及び優良事例の交換を行い、特に地方における多様な観光地や観光資源への旅行者の来訪を促進する。

4. 民間セクターとの協力

両当事者は、宿泊、航空、旅行、その他観光関連産業などの特に重要な分野において、価値を創出し相互に利益をもたらす協力を高めるよう、民間セクターを奨励し、促進する。

5. 観光人材の育成

両当事者は能力構築の分野で協力し、専門知識及び優良事例の共有等を通じて、観光事業の開発及び運営におけるマネジメントのスキルの向上を図り、観光分野における専門的人材の育成を図る。

6. MICE（企業等の会議、企業等の行うインセンティブ旅行、国際機関・団体・学会等が行う国際会議、展示会・見本市）及びイベントの分野における協力

両当事者は、人的資源、専門家、情報の交換、共同調査、ネットワーキング及びプロモーション、インフラの整備等を通じた能力構築により実施される MICE 及びイベントの分野で協力する。これには、観光振興のために相互に利益となるプロモーションイベントの誘致、観光の観点からの当該イベントの運営及びプロモーションに関する専門知識の交換が含まれる。

7. 連結性

両当事者は、両国間の直接的な接続の確立及び拡大を奨励する。

8. 投資

両当事者は、潜在的な観光投資の機会に関する情報交換を通じて、観光関連投資の分野で協力する。

9. 安全管理

両当事者は、両当事者の権限の範囲内で、相手参加者の国からの観光客が自国に滞在する際の安全を確保するための最大限の努力を払う。

第3項

実施

1. 本覚書は、両当事者間及び／又は両当事者の適切な機関又は組織における行動計画を含む具体的な取決めの策定を通じて実施する。当該取決めには、目的、提案されるプログラム及び活動、財政措置、知的財産、関連する両参加者が負う責任及びその他の本覚書に定めのない必要事項が含まれる。
2. かかる共同活動及び／又はプログラムを実施するにあたり、両当事者は、第三者が本覚書の規定を遵守することを確保する。
3. 本覚書の実施に関連するすべての連絡は書面で行われ、当該書面が直接交付されるとき、又は電子メール、書留郵便、配達証明郵便により送付され、宛先に到達したときに、配達されたものとみなされる。なお、受領者の宛先に変更がある場合は、その旨を速やかに書面で通知する。
4. 本覚書実施は、各参加者の資金及び人員の利用可能性に従う。

第4項

合同作業部会

1. 両当事者は、合同作業部会を設置し、本覚書の実施状況を監視し、評価する。

2. 合同作業部会は、両当事者の上級職員により構成され、当該上級職員が共同議長を務める。必要と判断され相互に承認された場合、各当事者は、第三者を自国の代表団のメンバーとして招くことができる。
3. 合同作業部会は、必要に応じ、日本とインドネシアで交互に、相互に合意した日時及び場所で、又はオンラインによる会議により会合を実施する。
4. 合同作業部会は、本覚書に基づく協力活動の推奨の手順とプログラムを含む行動計画を策定する。

第5項

知的財産

1. 本覚書の実施のためにいずれかの参加者が持ち込む知的財産（以下「IP」）は、当該参加者の財産として留保される。当該当事者は、当該IPが第三者の正当な権利を侵害して生じたものではないことを保証し、本覚書の実施のために当該参加者が持ち込んだIPの所有権及び使用の合法性に関して第三者から申し立てがあった場合、その責任を負うものとする。
2. 両当事者は、相手参加者のIPを尊重するために必要な措置を講じる。本覚書に基づく具体的な取決め、プログラム、又はプロジェクトによりIPが生じる場合は、両国それぞれの国内法及び規則並びに両当事者が締結している国際的合意に従い、別途の取決めを締結して当該IPの所有及び利用を規制するものとする。

第6項

機密保持及び公開

1. 各参加者は、本覚書の履行のために相手参加者から受領又は提供された文書及び情報の機密を保持することを約束し、相互に交換された当該情報及び文書について、同意した目的以外には使用せず、また、提供者である参

加者の書面による同意を得ることなく、いかなる第三者にも譲渡しないものとする。

2. 当事者のいずれかが機密文書及び機密情報を第三者へ開示しようとする場合、当該参加者は、相手参加者から事前に書面の同意を得る。
3. 両当事者は、いずれかの参加者が特定の事項を機密として保持すべきである旨を書面で示さない限り、各参加者が本覚書に基づく活動の存在及びその性質について公表することができることについて同意する。
4. 両当事者は、いずれかの参加者の名称、ロゴ及び／又は公式エンブレムを、いかなる刊行物、文書及び／又は資料に使用する場合、当該当事者から書面による事前承認なく、その使用が禁止されることに同意する。
5. 両当事者は、本覚書が中止となった場合においても、本項の規定が引き続き適用されることについて同意する。

第7項

財政措置

両参加者は、相互の書面による同意により別段の定めがない限り、本覚書の実施により生じる各自の費用を負担する。

第8項

行動規範

1. 両参加者は、本覚書に基づく活動に従事するすべての要員が、活動が実施される国（受入国）の国内法及び規則を遵守し、受入国の政治的独立、主権、及び領土保全を尊重し、本覚書の目的に反するいかなる活動も回避することについて同意する。

2. 両当事者は、本第 1 項の規定に違反した場合、関係当局は関係人員のすべての許可を取り消すとともに、必要に応じて、受入国の国内法及び規則に従い、受入国がその他の措置を講じることについて支持を表明する。

第 9 項

紛争の解決

本覚書の解釈及び／又は実施から生じる両当事者間の紛争は、両参加者間の協議又は交渉により、友好的に解決を行う。

第 10 項

修正

本覚書は、両参加者の相互の書面による合意により修正することができる。両参加者が同意を表明した修正は、本覚書の不可分の一部を構成し、両参加者が定める日に効力が生じる。

第 11 項

国際法上の地位

1. 本覚書は、国際法に基づくいかなる法的権利又は義務も創出することを意図するものではない。
2. 本覚書の規定は、両当事者が締結している国際条約から生じるいかなる権利又は義務にも影響を及ぼすものではない。

第 12 項

発効、有効期間及び終了

1. 本覚書は、署名日に効力を生じる。
2. 本覚書の有効期間は 5 年間とする。その後、本覚書は自動的に同一期間更新される。
3. いずれの当事者も、相手者に対し外交ルートを通じて、終了しようとする日の少なくとも 6 カ月前までに書面で通知することにより、本覚書をいつでも終了することができる。
4. 本覚書の中止は、両当事者が別段の決定をしない限り、本覚書に基づいて行われている協力プログラムの完了に影響を及ぼさない。

以上の証として、下記署名者は、それぞれの政府により正式に委任を受け、本覚書に署名した。

本覚書は、東京において、2026 年 3 月 30 日に、日本語、インドネシア語及び英語による原本 2 通で作成された。すべての本文は同一の効力を有します。本覚書の解釈に関して相違が生じた場合は、英語文が優先する。

<p style="text-align: center;">日本国国土交通省</p> <p style="text-align: center;">金子恭之 大臣</p>	<p style="text-align: center;">インドネシア共和国観光省</p> <p style="text-align: center;">ウィディヤンティ・プトリ 大臣</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------